

川崎医科大学・同附属病院人を対象とする生命科学・医学系研究等に 関する規程

(目 的)

第1条 川崎医科大学、川崎医科大学附属病院、川崎医科大学総合医療センター及び川崎医科大学高齢者医療センター（以下「大学等」という。）において実施する、人を対象とする生命科学・医学系研究等については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に定めるほか、この規程に基づくものとする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、指針に定めるものを原則とする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に際し必要な事項は、別に定める「川崎医科大学・同附属病院人を対象とする生命科学・医学系研究に関する標準業務手順書」に記載する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程の、川崎医科大学附属川崎病院は、平成28年12月1日以降は、川崎医科大学総合医療センターと読み替える。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。